

第1期計画 基本方針 (H25～H29)

(2) 基本方針

基本理念を踏まえ「市民一人一人が生涯にわたり学んでいく」上での施策を実施していくにあたっては、次の5つの基本方針で取り組みます。

ア 学校教育の観点から

学校と家庭と地域社会がそれぞれの役割を果たし、互いに連携を図る中で、子どもたちが「こころざし」を立て、自らの「夢」を実現させるために、渋沢栄一翁の心（「立志の精神」と「忠恕のこころ」）を受け継ぐ教育に取り組みます。

知

確かな学力をそだてる

子どもたちに「生きる力」を育むため、基礎的・基本的な知識、技能の確実な習得を図るとともに、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成し、主体的に取り組む学習意欲の向上を図ることが重要です。

徳

豊かな心をはぐくむ

次代を担う子どもたちが、未来への希望や目標を抱きつつ、自らを律し、他者を思いやる心、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性を育む心の教育を充実するため、道徳教育や学校・家庭・地域が一体となった教育の推進が重要です。

体健やかな体をそだてる

自らの健康や体力に関心を持ち、進んで自らの健康維持と体力向上に努める児童生徒の育成を推進することが重要です。

イ 生涯学習の観点から

家庭や地域社会における教育を充実するとともに、市民一人一人が豊かな人生を送り、社会に貢献できるよう、生涯にわたる学びやスポーツ・レクリエーション活動ができる環境を整備します。

夢夢をはぐくむ

市民の一人一人が自分を磨き上げ、学びの成果を社会に生かすことにより、自己実現を果たすことができる社会を創っていくことが重要です。

絆絆をふかめる

未来に伝統を伝え、文化財を守り、郷土愛に満ちた活力あるコミュニティを形成していくために、個人が主体的に社会参画し、協働し、相互に支え合うことができる社会を創っていくことが重要です。

第2期計画 基本方針 (H30～R4)

(2) 基本方針

基本理念を踏まえ、教育基本法の教育の目的達成に向けた施策を次の6つの基本方針に基づいて実施します。

確かな学力

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、それらを生かして課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育成し、学習に主体的に取り組む態度を養います。

こうして培った学力を土台に、生涯にわたり学び続ける知的好奇心旺盛な人を育みます。

豊かな心

健全な心を育むため、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感、思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力や公共精神の育成などが必要です。

また、家庭や地域コミュニティでの活動を通じて、基本的な倫理観や地域の構成員としての社会性、自主性、創造性などの豊かな人間性を養います。

健やかな体

健康な体は、確かな学力を身に付け、豊かな心を育むうえでも重要な土台となってきます。子供たちが、自らの健康や体力に関心を持ち、進んで健康維持や体力向上の意識を持つように努めます。

また、地域のスポーツイベントやレクリエーション活動に参加し、生涯を通じて、老若男女が活力を持てる取組を進めます。

夢・志

情報化社会が進展する中、コンピュータや機械で置き換えることのできない夢を描くこと、志を立てることが人間にとってより一層重要になります。

子供から大人まで、市民一人一人が夢と志に挑戦し、その実現に向かって研鑽する、活力ある社会を目指します。

伝統の継承

本市には、地域に根ざした伝統や、明治以降の近代化を象徴する建築物などが多数残っています。こうした郷土の伝統・文化を学ぶとともに、これらを継承し、新たな文化の創造を目指します。

また、郷土を愛し、郷土に誇りを持つとともに、他国や他文化を尊重する態度や、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養います。

支え合い

学校と地域の連携・協働を推進し、地域全体で子供を育てる体制の構築を目指します。また、市民と行政など多様な主体が地域行事などで協働していくことで、地方創生の核となる地域コミュニティの充実を図ります。

さらに、一人一人が多様な個性や能力を発揮し、新たな価値を創造したり、互いの強みを生かして支え合う、多様性に富んだ社会を目指します。